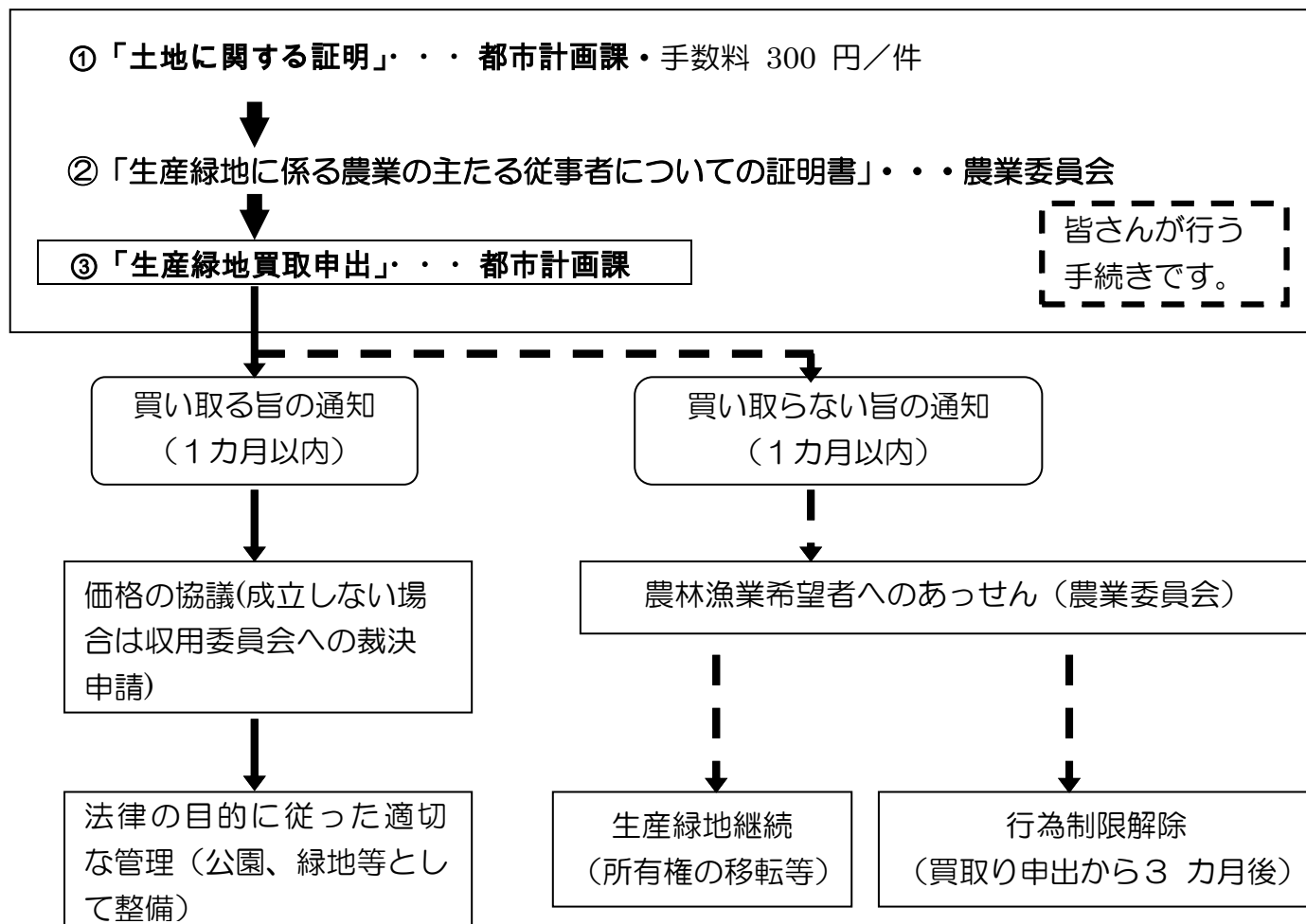


生産緑地の買取り申出の流れ

【買取り申出ができる要件】

- ①生産緑地地区に指定されてから30年を経過する場合
- ②農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障(※1)を有することとなった場合



※1 生産緑地法施行規則第4条「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」

- ① 両眼の失明
- ② 精神の著しい障害
- ③ 神経系統の機能の著しい障害
- ④ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
- ⑤ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- ⑥ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる障害に準ずる障害

なお、その認定にあたっては、医師の診断書や院長の証明書、現況調査、認定希望者への面談等により農林漁業の継続が事実上不可能であるかどうかを判断し、市長が認定することとなっています。

詳しい内容については、都市計画課都市整備班 (Tel : 93 - 5347) まで。